

# 岡山セラミックスセンター 指定管理者募集要項

令和5年8月

岡山県産業労働部

# 岡山セラミックスセンター指定管理者募集要項

## 1 施設の概要

- (1) 施設の名称 岡山セラミックスセンター（以下「センター」という。）
- (2) 所在地 備前市西片上1406-18
- (3) 設置目的 県内の耐火物産業及びその関連産業における技術開発等の支援を通じてこれらの産業の振興を図る。
- (4) 施設概要
  - ア 敷地面積 5,599.47 m<sup>2</sup>
  - イ 施設内容
    - 本館；鉄筋コンクリート2階建 1,753.65 m<sup>2</sup>
      - 1階 ホール、会議室、セミナー室、各種解析室、事務室、トイレ等
      - 2階 各種分析室、研究室、所長室、研究員室、休養室等
    - 実験棟；鉄筋コンクリート1階建 408 m<sup>2</sup>
      - 1階 各種実験室、加工室、変電室等
- (5) 利用状況等
  - ア 利用者数
  - イ 管理経費実績
  - ウ 利用料金実績

別紙1のとおり

## 2 指定管理者が行う管理の基準

指定管理者が行うセンターの管理の基準は、岡山県岡山セラミックスセンター条例（平成2年岡山県条例第20号。以下「条例」という。）、岡山県岡山セラミックスセンター条例施行規則（平成2年岡山県規則第38号。以下「規則」という。）、指定管理者の指定の申請等に関する規則（平成17年岡山県規則第134号。以下「通則規則」という。）及び岡山セラミックスセンター指定管理者業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）に規定するとおりとする。

## 3 指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行う業務は次のとおりとする。

- (1) センターの施設及び設備（以下、「施設等」という。）の利用等の許可に関すること。
- (2) 施設等の維持管理に関すること。
- (3) 次に掲げる業務の実施に関すること。
  - ア セラミックスに関する技術開発等の支援

- イ 施設等の提供
- ウ セラミックスに関する図書等の収集及び提供
- エ セラミックスの製品等の展示
- オ 利用者アンケートの実施
- カ 自主事業の実施

指定管理者は、自らの責任と費用により、自主事業として耐火物に関する受託測定・分析及び研究開発を継続的に行うこと。

(4) 岡山県エコ・オフィス・プランに沿った環境負荷低減の取組を講じること。

(5) その他センターの運営に関すること。

なお、清掃や警備といった個々の具体的な業務を第三者に委託することは差し支えないが、管理に係る業務を一括してさらに第三者に委託することはできない。

#### 4 指定管理者の指定の期間

令和6年4月1日から令和11年3月31日まで（5年間）

#### 5 指定管理料及び利用料金に関する事項

##### (1) 指定管理料

ア センターの管理運営業務に要する経費に充てるため、岡山県（以下「県」という。）は、指定管理者に対し、指定管理料を支払う。

今回公募する期間（5年間）における指定管理料の限度額は、98,885千円（年額19,777千円）である。当該限度額及び年額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものであり、当該税相当額は、消費税法及び地方税法の規定により、当該限度額及び年額の110分の10に相当する額である。

なお、施設の管理に係る収支予算書（様式3）において上記の限度額を超える指定管理料収入見込額で申請した場合は失格とする。

イ 指定管理料の額は、県が提示する指定管理料を上限として、指定管理者が応募に当たり提示した額の範囲内で、県と指定管理者が締結する指定期間全体に関する包括的な協定（以下「包括協定」という。）において定めるものとする。ただし、包括協定の締結後に消費税率等に変更があった場合においては、アの指定管理料の限度額及び指定管理者が応募に当たり提示した金額にかかわらず、変更後の消費税等の税率を勘案して、指定管理料の額を改定するものとする。

ウ 指定期間中の各年度の指定管理料の額は、業務内容の変動、消費税法の改正等を踏まえるとともに、電気料金の部分については、年度ごとに直近の単価を確認し、単価の上昇による影響が円滑な施設運営に支障を来すかどうか、また、下落により指定管理者に過大な利益が生じるかどうか等を勘案し、毎年度、年度ごとに締結する協定（以下「年度協定」という。）により定めるものとする。

エ 自主事業に要する経費に県が支払う指定管理料を充てることはできない。

オ 指定管理者が管理の業務を実施するため、指定管理料により自らが取得した物品のうち、施設の運営にとって特に重要な物品の帰属先などの取り扱いについては、別途協議のうえ、協定書において定める。

カ 指定管理料は、原則として、精算行為を行わないこととする。

- キ 指定管理者の経営努力により生じた剰余金については、原則として指定管理者の利益とする。
- ク 指定管理料は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払うものとする。支払の時期、方法については、年度協定において定めることとする。
- ケ 指定管理料のうち、電気料金の目安及び積算の考え方については別紙2のとおりとする。

## (2) 利用料金

- ア センターは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第8項の規定による利用料金制を採用するので、指定管理者は、施設の利用者が支払う利用料金を自らの収入として収受し、施設の管理運営に要する経費に充てるものとする。
- イ 利用料金の額は、条例第9条第2項の規定により、指定管理者が岡山県知事の承認を受けて設定するものとする。
- ウ 指定管理者は、県が示す基準によるもののほか、公益上特に必要と認めるときその他特別の理由があると認めるときは、県と協議の上、利用料金を減免することができる。
- エ 条例第9条に規定する利用料金基準額は、指定期間中に改定する場合がある。

## (3) その他の収入

行政財産使用料は、県が直接収入する。

指定管理者が自ら実施する自主事業については、収入及び経費とも指定管理料の積算には含まない。

## (4) その他

施設の管理業務に係る会計は、法人等の他の事業の会計とは区分して経理すること。

## 6 応募資格

### (1) 応募資格

応募資格は、次のとおりとする。

- ア 県内に本店、支店又はこれに準ずる事務所を置き、又は置こうとする法人その他の団体（以下「法人等」という。）であること。
- イ 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと。
  - ① 法律行為を行う能力を有しない者
  - ② 破産者で復権を得ない者
  - ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により岡山県における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - ④ 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
  - ⑤ 県における指定管理者の指定の手續において、その公正な手續を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ⑥ 岡山県税（県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者

ウ 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと。

- ① 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
- ② 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
- ③ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(2) 複数の法人等での共同応募の場合の留意点

複数の法人等がグループを構成して応募する場合は、次の事項に留意すること。

ア グループの適切な名称を設定し、代表となる法人等を選定の上、指定申請の際にグループを構成したことを証する書面を提出すること。

この場合、代表となる法人等は、グループにおける責任割合が最大であることを要件とする。

イ 当該グループの全構成員が、(1)の応募資格を有する必要があること。

ウ 当該グループの構成員は、別のグループの構成員となり、又は単独で、この募集要項により指定管理者の指定を申請することはできないこと。

エ 応募に関する事務は、全て代表となる法人等の代表者を通じて行うこと。

また、県が当該代表者に対して行った行為は、当該グループの全構成員に対して行ったものとみなすこと。

## 7 指定の申請の方法

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和5年8月15日（火）から同年10月13日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、県の休日（岡山県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する休日をいう。以下「閉庁日」という。）を除く。

イ 配布場所

岡山市中区古京町一丁目7番36号 岡山県庁分庁舎3階  
岡山県産業労働部産業振興課地域産業班

なお、郵送を希望する場合には、宛先を明記し、210円分の切手を貼った返信用封筒（角形2号（A4サイズの用紙が折らずに入る大きさのもの））を同封の上、封筒の表に「岡山セラミックスセンター募集要項請求」と朱書きして、郵便でアの期間内にイの場所へ請求すること。

また、岡山県産業労働部産業振興課のホームページからダウンロードすることもできる。

<https://www.pref.okayama.jp/page/864616.html>

(2) 募集説明会（現地説明会）

ア 日時及び場所

日時：令和5年9月4日（月）午後2時から

場所：備前市西片上1406-18 岡山セラミックスセンター

イ 説明会の内容

募集要項、業務仕様書等の説明及び対象施設見学

ウ 留意事項

- ① 募集要項、業務仕様書等資料一式を持参すること。
- ② 参加者多数の場合など、日時・場所を変更することがある。
- ③ 施設の運営上、見学できない場所等がある。
- ④ 参加できる人数は、一法人等につき3名までとする。

(3) 説明会への参加手続

説明会への参加を希望する法人等は、説明会参加申込書（様式7）に所定事項を記載の上、持参又はファクシミリにより申し込むこと。

なお、ファクシミリにより申し込みを行う場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受け取りの確認をすること。

ア 申込期間

令和5年8月15日（火）から同月25日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、閉庁日を除く。

イ 申込場所

岡山市中区古京町一丁目7番36号 岡山県庁分庁舎3階

岡山県産業労働部産業振興課地域産業班

ファクシミリ番号 086-224-2165

電話番号 086-226-7352（直通）

(4) 質問事項

質問がある場合は、質問票（様式8）を持参し、又はファクシミリで送付すること。電話及び来訪等口頭による質問は受け付けない。

なお、ファクシミリにより申し込みを行う場合は、送付した旨を電話にて連絡し、受け取りの確認をすること。

ア 受付期間

令和5年8月15日（火）から同年9月13日（水）まで（ただし、閉庁日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

イ 受付場所

岡山市中区古京町一丁目7番36号 岡山県庁分庁舎3階

岡山県産業労働部産業振興課地域産業班

ファクシミリ番号 086-224-2165

電話番号 086-226-7352（直通）

ウ 回答方法

受け付けた質問に対する回答をとりまとめ、岡山県産業労働部産業振興課ホームページにおいて、随時公表する。

(5) 指定申請書の受付

指定申請を行おうとする法人等は、申請に当たって、次に掲げる書類を提出すること。

なお、審査の過程で追加資料の提出を求められることがある。

ア 提出書類

- ① 指定管理者指定申請書（以下「指定申請書」という。）（様式1）

- ② 事業計画書（様式2）
- ③ 施設等の管理に係る収支予算書（様式3）
- ④ 法人等の概要
- ⑤ 指定申請書を提出する日の属する事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- ⑥ 指定申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録（以下「事業報告書等」という。）  
ただし、指定申請書を提出する日において前事業年度における事業報告書等が作成されていない法人等にあつては、前々事業年度における事業報告書等とし、指定申請書を提出する日の属する事業年度に設立された法人等にあつてはその設立時における財産目録とする。
- ⑦ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類
- ⑧ 法人にあつては、法人の登記事項証明書
- ⑨ 役員の名簿
- ⑩ 欠格事由に該当しない旨の申立書（様式4）
- ⑪ 岡山県暴力団排除条例関連の誓約書（別紙3）
- ⑫ 岡山県税（又は県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所の所在地の都道府県税）の完納証明書
- ⑬ 税務署が発行した消費税及び地方消費税の完納証明書
- ⑭ グループ構成員表（様式5）（グループを構成して応募する場合）
- ⑮ グループ協定書(写) ( 同 上 )

イ 提出部数

正本1部、副本7部

ウ 受付期間

令和5年8月15日（火）から同年10月13日（金）までの午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。ただし、閉庁日を除く。

エ 提出場所

岡山市中区古京町一丁目7番36号 岡山県庁分庁舎3階  
岡山県産業労働部産業振興課地域産業班

オ 提出方法

持参又は書留郵便（令和5年10月13日（金）必着）

## 8 指定管理者の審査基準及び配点

選定基準	審査項目	審査内容（審査の視点）	配点	
利用者の平等な利用を確保することができるものであること。	①管理運営の基本方針	<p>（施設設置目的への理解及び県の管理運営方針との整合性）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・応募者は施設の設置目的を理解し、県の管理運営方針と一致した提案がなされているか。</li> <li>・使用許可の考え方は、利用者の平等な利用が確保されるものであるか。</li> <li>・管理運営ビジョンが明示されているか。</li> </ul>	点 10	点 10
施設の機能を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	②サービス向上につながる質の高い管理運営に向けた取組	<p>（サービス向上を図るための具体的な方策と期待される効果）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者等のニーズを把握し、質の高いサービスの提供を実現させる内容となっているか。</li> <li>・閉開所日、時間等は、利用者の利便性に配慮したものであるか。</li> </ul>	点 5	点 25
		<p>（利用促進に向けた方策）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設の利用促進に向け、具体的な方策等を有しているか。</li> <li>・施設を利用してみたいと思わせる工夫があるか。</li> </ul>	点 10	
		<p>（専門職など職員の配置計画）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設管理業務に関する知識と経験を有した職員を配置する計画となっているか。</li> <li>・耐火物関連産業における技術支援に必要な技術や専門職（技師、研究員）を保有しているか。</li> </ul>	点 10	
	③危機管理に関する取組	<p>（災害・事故等緊急時の対応及び事故防止の取組）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害・事故等緊急時における対応方策の確保及び事故防止への取組がされているか。</li> <li>・災害・事故等及び緊急時に対応するための教育及び訓練の方策が充実しているか。</li> <li>・施設・設備の安全点検計画の策定の考え方は適切か。</li> <li>・賠償責任保険へ加入を予定しているか。</li> </ul>	点 5	点 15
		<p>（個人情報の保護及び秘密漏洩防止等への対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報保護対策及び情報漏洩防止措置など情報管理体制は万全か。</li> </ul>	点 5	
		<p>（利用者からの苦情等への対応）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者等からのクレーム対応は適切か。</li> <li>・苦情処理に関する職員への指導、研修が予定されているか。</li> </ul>	点 5	



選定基準	審査項目	審査内容（審査の視点）	配点	
施設の機能を最大限に発揮するとともに、管理に係る経費の縮減が図られるものであること。	④効率的な管理運営の取組	（指定管理料要望額） ・指定管理料上限額に対し、申請書の指定管理料収入額ほどの程度か。	点 5	点 15
		（収支計画の妥当性、実現の可能性） ・収支計画の積算が妥当か。また、管理運営計画との整合性は図られているか。	点 5	
		（効率的な維持管理計画） ・適正かつ効率的な管理運営を行う内容となっているか。	点 5	
事業計画に沿った管理を安定して行うことができるものであること	⑤申請者の管理運営体制	（組織体制） ・施設の機能を十分に発揮した管理運営を行うことができる職員構成や職員配置であるか。 ・県や各種団体との調整や連携がスムーズに行えるか。 （類似施設の管理実績） ・類似施設の管理実績があるのか。	点 5	点 15
	⑥法令等の遵守状況	（労働法令その他の関係法令等の遵守の状況） ・労働法、消防法などの規定を遵守する内容となっているか。 ・違反等による監督官庁からの指導等を受けていないか。（募集の締切日から起算して過去3年以内）	点 5	
	⑦申請者の経営基礎	・経営基盤が安定しており、計画に沿った管理を行う能力を有しているか。 ・委託期間中に経営が破綻する恐れはないか。	点 5	
その他業務を効果的に行うため知事が必要と認める基準に適合するものであること	⑧申請者の技術的能力	・耐火物に係る受託測定・分析及び研究開発を実施できる能力があるか。	点 10	点 20
	⑨自主事業の内容	・耐火物に係る受託測定・分析、研究開発等の自主事業は、施設の設置目的に即したものであるか。	点 10	

## 9 指定管理者の候補の選定

### (1) 選定委員会の設置

指定管理者候補を選定するため、有識者5名程度で構成する「岡山県産業労働部指定管理者候補選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。

### (2) 資格審査

申請書類の提出時に、産業振興課において、応募資格の適否について確認を行う。資格がないと認めた者に対しては、その旨及び選定委員会で審査を行わないことを通知する。

### (3) 申請者によるプレゼンテーション

申請者による公開プレゼンテーションを実施する。

公開プレゼンテーションの時期等については、別途申請者に通知する。

### (4) 選定委員会による審査

選定委員会は、前記8により、各申請者の事業計画について審査を行い、原則として、各委員の採点の合計点が最高の者を指定管理者の候補とする。

ただし、県が求めるサービス水準を確保するため、審査基準のうち「管理運営の基本方針」に係る項目について、各選定委員の採点の合計点が満点の6割未満の場合には、選定委員会において2次審査を行い、当該申請者が施設の設置目的を達成できないと判断した場合は失格とする。

### (5) 選定結果の通知方法

選定結果については、各申請者に文書で通知するとともに、採点結果等を県ホームページに掲載する。

### (6) 指定管理者の指定

指定管理者候補は、岡山県議会の議決を経て、指定管理者に指定される。

## 10 協定書の締結

指定管理者の指定及び予算の成立の後において、管理運営の開始までの間に、県は指定管理者と協議の上、施設の管理運営に係る具体的な項目について、包括協定及び年度協定を締結する。

## 11 管理継続が困難となった場合の措置

### (1) 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由によりセンターの管理業務を継続することが困難となった場合又はそのおそれが生じた場合は、県は、指定管理者に対して必要な指示を行い、又は改善勧告を行い、期間を定めて、改善策の提出及び実施を求めることができる。

イ 指定管理者が管理業務の改善等に関する指示に従わないときや指定管理者の責めに帰すべき事由によりセンターの管理業務を継続することが困難となった場合などは、県は指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じることができる。

ウ 県が、指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合、県は、指定管理料の全部若しくは一部の支払いを行わず、あるいは既に支払った指定管理料の全部又は一部を返還させるとともに、県に生じた損害の賠償を指定管理者に請求することができる。

エ 指定の取消し等により、次期指定管理者へ管理業務を引き継ぐ場合は、円滑かつ支障なく本施設の管理業務を遂行できるよう必要な対応を行うこと。

(2) 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、県、指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合は、事業継続の可否について両方で協議するものとし、一定期間内に協議が整わないときには、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとする。

(3) 県の責め（施設の廃止など）に帰すべき事由による場合

県は、指定期間中に、施設を廃止又は譲渡する必要が生じた場合は、期間を定めて業務の一部の停止又は廃止を命ずることがある。

この場合、県は、あらかじめその旨を指定管理者へ通知することとする。

業務の停止等により指定管理者に損害等が発生した場合は、その損害を賠償する。賠償額は、県と指定管理者が協議して定める。

県が、業務の停止等を命令した場合、県は、指定管理料の全部若しくは一部を支払いを行わず、あるいは既に支払った指定管理料の全部又は一部を返還させることとする。

(4) 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、次点候補者を指定管理予定候補者として、施設の管理運営に関する協議を行うことがある。

## 12 リスク分担に関する事項

県と指定管理者の間におけるリスク分担の方針は、次表のとおり。

なお、次表に定める事項で疑義がある場合又は次表に定めのないものについては、県と指定管理者が協議の上決定することとする。

種類	内 容	県	指定管理者
施設・設備の損傷	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、騒乱、暴動その他の県又は指定管理者のいずれの責めにも帰することができない自然的又は人為的な現象）によるもの	○	
	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
	施設・設備の設計又は構造上の原因によるもの	○	
	上記以外の経年劣化によるもの		
	①大規模な修繕（1件が100万円以上であって、県と指定管理者が協議の上決定するもの）	○	
	②①以外のもの		○
物価変動等	人件費、物品費等の物価変動又は金利変動に伴う管理運営経費の増（※）		○
法令又は税制の変更等	施設管理運営に影響を及ぼす法令又は税制変更	○	
	指定管理者自身に影響を及ぼす法令変更又は定例的・一般的な税制変更		○
第三者への賠償	①指定管理者の管理瑕疵に起因するもの		○
	②①以外の事由によるもの	○	
保険の加入	利用者等に係る保険の加入		○
周辺地域及び住民への対応	①指定管理者の業務に関するもの		○
	②①以外のもの	○	

※電気料金にかかる経費については、年度ごとに直近の単価を確認し、単価の上昇による影響が円滑な施設運営に支障を来すかどうか、また、下落により指定管理者に過大な利益が生じるかどうか等を勘案し、県と指定管理者が協議の上決定することとする。

### 13 その他

- (1) 提出された書類は、返却しない。
- (2) 提出された書類の著作権は、申請者に帰属する。ただし、県は、指定管理者の公表等必要な場合には、申請書類の全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (3) 申請に係る経費は、全て申請者の負担とする。
- (4) 提出された書類は、岡山県行政情報公開条例（平成8年岡山県条例第3号）及び個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき、非公開とすべき箇所を除き開示する場合がある。
- (5) 申請書類の受理後に辞退する場合は、辞退届（様式6）を提出すること。
- (6) 提出された書類に虚偽又は不正があった場合、その他申請者及びその関係者において不適法又は不正な行為があった場合は、申請を無効とする。

### 14 問い合わせ先

郵便番号	703-8278
住所	岡山市中区古京町一丁目7番36号 岡山県庁分庁舎3階 岡山県産業労働部産業振興課地域産業班
電話番号	086-226-7352
ファクシミリ番号	086-224-2165
メールアドレス	sangyo@pref.okayama.lg.jp

(別紙1)

### 1 岡山セラミックスセンターの利用者数

(単位：人)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
4,157	4,652	4,276	4,198	3,352	2,287	3,043	3,364

### 2 岡山セラミックスセンターの管理経費実績

(単位：円)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
52,989,153	47,918,292	47,833,022	48,447,901	49,771,046	43,995,571	48,522,763	48,239,868

### 3 岡山セラミックスセンターの利用料金実績

(単位：円)

平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
39,133,910	39,891,160	33,838,850	40,442,980	41,691,460	36,306,120	34,719,820	34,943,110

## 電気料金の目安及び積算の考え方

電気料金 12,767,340 円 (年額)

### <金額の内訳>

- ・ 基本料金 3,162,456 円
- ・ 電力量料金 9,409,137 円
- ・ 燃料費等調整額 ▲239,240 円
- ・ 再生可能エネルギー発電促進賦課金 434,987 円

### <単価等の内訳>

- ・ 基本料金単価：1,996.50 円 (令和5年度契約単価)
- ・ 電力量料金単価：夏季 31.32 円、その他季 29.88 円 (令和5年度契約単価)
- ・ 燃料費等調整単価：▲0.77 (令和5年度4月～6月分の平均)
- ・ 再生可能エネルギー発電促進賦課金：1.4 (令和5年度単価)
- ・ 力率：85%
- ・ 使用量：310,708kw (平成30年度、令和元年度、令和4年度の平均)

(様式1)

指定管理者指定申請書

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 所在地  
法人(団体)名  
代表者氏名  
連絡先 担当者名  
電話番号

岡山セラミックセンターの指定管理者の指定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書
- 3 法人等の概要
- 4 本事業年度における法人等の事業計画書及び収支予算書
- 5 前事業年度における法人等の事業報告書、収支決算書及び財産目録
- 6 定款、寄付行為、規約その他これらに類する書類
- 7 法人の登記事項証明書（法人のみ）
- 8 役員の名簿
- 9 欠格事由に該当しない旨の申立書
- 10 誓約書（岡山県暴力団排除条例関連）
- 11 岡山県税の完納証明書（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税の完納証明書）
- 12 税務署の発行した消費税及び地方消費税の完納証明書
- 13 グループ構成員表（グループを構成して応募する場合）
- 14 グループ協定書（同上）



(様式2)

## 事業計画書

### 1 申請者の概要

①申請者名			
②代表者名			
③所在地			
④電話番号			
⑤FAX 番号			
⑥設立年月日			
⑦役員数			
⑧職員数	合計 人	正規職員 人	その他 ( ) 人
⑨沿革			
⑩主な事業 内 容			
⑪経営方針			
⑫親会社・グ ループ会社 ・出資者に関する 状況			

⑬過去5年間の組織の所有権の変更履歴			
⑭過去5年間の主な業績			
⑮組織図等			
⑯他施設の管理実績	施設名		
	所在地		
	管理期間		
<b>【応募に関する担当者連絡先】</b>			
氏名(フリガナ)		部署・職名	
電話番号		FAX番号	
e-mail			

※1 記載欄が不足している場合には枠を拡大するか別紙に記入すること。

(以下の項目についても同様とする。)

※2 該当するものがない場合は「該当なし」と記載すること。

2 指定管理者の指定を受けるにあたっての考え方

① 管理運営の基本方針

(施設設置目的への理解及び県の管理運営方針との整合性)

② サービスの向上につながる質の高い管理運営に向けた取組

(サービス向上を図るための具体的な方策と期待される効果)

(利用促進に向けた方策)

(専門職など職員の配置計画)

③ 危機管理に関する取組

(災害・事故等緊急時の対応及び事故防止の取組)

(個人情報の保護及び秘密漏洩防止等への対応)

(利用者からの苦情等への対応)

④効率的な管理運営の取組

(指定管理料要望額)

(収支計画の妥当性、実現の可能性)

(効率的な維持管理計画)

⑤申請者の管理運営体制

(組織体制)

(類似施設の管理実績)

⑥法令等の遵守状況

(労働法、消防法その他の関係法令等の遵守状況)

・ 基本的な考え方

・ 過去3年間の指導等の有無

⑦申請者の経営基礎

⑧申請者の技術的能力

⑨自主事業の内容

(様式3)

収 支 予 算 書  
(令和 年度)

1 収 入

項 目	積 算 内 訳	金 額 (千円)
利用料金収入		
指定管理料		
その他		
	合 計	



2 支 出

項 目	積 算 内 訳	金額 (千円)
人件費		
維持管理費		
事務費		
その他		
業務委託費(維持管理費を除く)		
合 計		

収支 (収入－支出) 千円

- ※1 上記項目については、適宜、修正・追加して記載すること。
- ※2 記載欄が不足している場合には枠を拡大するか別紙に記入すること。  
(以下の項目についても同様とします。)
- ※3 該当するものがない場合は「該当なし」と記載すること。
- ※4 各年度(令和6,7,8,9,10年度)毎に作成すること。

(様式4)

令和 年 月 日

岡山県知事 殿

申請者 主たる事務所の  
所在地  
名 称  
代表者氏名

岡山セラミックスセンターの指定管理者の指定申請に係る申立書

岡山セラミックスセンターの指定管理者の指定申請に当たり、法人等又はその代表者が、次の事項に該当しないことを申し立てます。

記

- 1 法人等又はその代表者が、次のいずれにも該当しないこと
  - (1) 法律行為を行う能力を有しない者
  - (2) 破産者で復権を得ない者
  - (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定により岡山県における一般競争入札等の参加を制限されている者
  - (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある者
  - (5) 岡山県における指定管理者の指定の手續きにおいて、その公正な手續きを妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - (6) 岡山県税（岡山県に納税義務がない者にあつては、本店又は主たる事務所所在地の都道府県税）並びに消費税及び地方消費税に未納がある者
- 2 法人等の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役その他これらに準ずる者を含む。）が、次のいずれにも該当しないこと
  - (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
  - (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
  - (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(様式5)

## グループ構成員表

1 申請者名

2 構成員名及び他の構成員との関係

構成員名	他の構成員との関係	備考
①		代表者
②		
③		
④		
⑤		

2 構成員名及び指定管理者として行う業務

構成員名	指定管理者として行う業務	備考
①		代表者
②		
③		
④		
⑤		

3 組織図 (指定管理者として業務を行うための組織図)

2 各構成員の概要

①構成員名			
②代表者名			
③所在地			
④電話番号			
⑤FAX 番号			
⑥設立年月日			
⑦役員数			
⑧職員数	合計 人	正規職員 人	その他 ( ) 人
⑨沿革			
⑩主な事業 内 容			
⑪経営方針			
⑫親会社・グ ループ会社 ・出資者に関する 状況			

⑬過去5年間の組織の所有権の変更履歴			
⑭過去5年間の主な業績			
⑮組織図等			
⑯他施設の管理実績	施設名		
	所在地		
	管理期間		
<b>【応募に関する担当者連絡先】</b>			
氏名(フリガナ)		部署・職名	
電話番号		FAX番号	
e-mail			

※1 記載欄が不足している場合には枠を拡大するか別紙に記入すること。

(以下の項目についても同様とする。)

※2 該当するものがない場合は「該当なし」と記載すること。

(様式6)

辞 退 届

令和 年 月 日

岡 山 県 知 事 殿

申請者 所在地  
法人(団体)名  
代表者氏名

令和 年 月 日付けで岡山セラミックスセンターの指定管理者指定申請書を提出しましたが、辞退いたします。

(様式7)

岡山セラミックスセンター指定管理者説明会申込書

令和 年 月 日

岡 山 県 知 事 殿

申請者 所在地  
法人(団体)名  
代表者名  
連絡先 担当者名  
電話番号

令和 年 月 日に開催される岡山セラミックスセンターの指定管理説明会への出席を下記により申し込みます。

記

氏名	所属・役職等

(様式8)

岡山セラミックスセンター指定管理者質問票

令和 年 月 日

岡 山 県 知 事 殿

所在地  
法人（団体）名  
代表者名  
連絡先 担当者名  
電話番号

岡山セラミックスセンターの指定管理に係る下記事項について質問します。

記

質問事項

①

②

以下同様



## 誓約書

当社又は当団体は、次のことを誓約いたします。  
また、必要な場合には、このことについて岡山県警察本部に照会することを承諾  
します。

### 記

- 1 当社又は当団体の役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。）は、次に掲げる者のいずれにも該当しません。
  - (1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者
  - (2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者
  - (3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 2 1の各号に掲げる者が、当社又は当団体の経営に実質的に関与していません。

令和 年 月 日

岡山県知事 伊原木 隆太 殿

主たる事務所  
の所在地

名 称

役 職 名

代表者氏名 (印)

裏面もご確認ください。

(裏面)

(参 考)

岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）（抄）

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。
- (4)～(6)略

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）（抄）

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1)略
- (2) 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。
- (3)～(5)略
- (6) 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
- (7)・(8)略

(暴力的要求行為の禁止)

第9条 指定暴力団等の暴力団員（以下「指定暴力団員」という。）は、その者の所属する指定暴力団等又はその系列上位指定暴力団等（当該指定暴力団等と上方連結（指定暴力団等が他の指定暴力団等の構成団体となり、又は指定暴力団等の代表者等が他の指定暴力団等の暴力団員となっている関係をいう。）をすることにより順次関連している各指定暴力団等をいう。以下同じ。）の威力を示して次に掲げる行為をしてはならない。

(1)～(20)略

- (21) 行政庁に対し、自己若しくは次に掲げる者（以下この条において「自己の関係者」という。）がした許認可等（行政手続法（平成5年法律第88号）第2条第3号に規定する許認可等をいう。以下この号及び次号において同じ。）に係る申請（同条第3号に規定する申請をいう。次号において同じ。）が法令（同条第1号に規定する法令をいう。以下この号及び次号において同じ。）に定められた許認可等の要件に該当しないにもかかわらず、当該許認可等を行うことを要求し、又は自己若しくは自己の関係者について法令に定められた不利益処分（行政庁が、法令に基づき、特定の者を名宛人として、直接に、これに義務を課し、又はその権利を制限する処分をいう。以下この号及び次号において同じ。）の要件に該当する事由があるにもかかわらず、当該不利益処分をしないことを要求すること。

イ 略

ロ 法人その他の団体であつて、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

ハ 略

(22)～(27)略

# 岡山セラミックスセンター指定管理者業務仕様書

この業務仕様書は、指定管理者が行う岡山セラミックスセンター（以下「センター」という。）の施設の詳細、管理及び人員配置の基準、その他指定管理者が行うべき業務等を示すものである。

## 1 管理運営に関する基本的考え方

- (1) 県内の耐火物産業及びその関連産業における技術開発等の支援を通じてこれらの産業の振興を図るといふ、センターの設置目的に基づいて、適切な管理を行うこと。
- (2) センターの施設及び設備（以下「施設等」という。）の提供と利用者に対するサービスの向上を図ること。
- (3) 県内の耐火物関連企業及びその関連団体、関係大学、岡山県（以下「県」という。）及び関係自治体との連携を図った運営を行うこと。
- (4) 平等利用を確保することができるよう、特定の団体や個人に有利又は不利になる運営は行わないこと。
- (5) 効率的運営を行い、管理・運営に係る経費の縮減を図り、利用しやすい利用料金を維持すること。
- (6) 管理を行う上で知り得た利用者の個人情報及び企業等との共同研究、委託研究等の研究開発や試験・分析結果に関する情報（以下「研究開発情報」という。）の保護並びに防犯、防災その他緊急時の対策について、適切な措置を講ずること。
- (7) 地方自治法、労働法令その他関係法令、岡山県岡山セラミックスセンター条例（平成2年岡山県条例第20号。以下「条例」という。）、岡山県岡山セラミックスセンター条例施行規則（平成2年岡山県規則第38号）を遵守すること。

## 2 指定管理者が行う業務の範囲

- (1) 施設等の利用等の許可に関すること。  
条例に基づき施設等の利用の許可を行うとともに、知事の承認を受けて利用料金を設定し、徴収及び減免に関する事務を行うこと。  
条例第7条各号に抵触する者、又は明らかに抵触すると認められる者に対しては、利用の許可を行わないこと（許可の取消しを含む）。
- (2) 施設等の維持管理に関すること。  
指定管理者は、施設等を常に良好な状態に保つため、別表に掲げる管理を行う。
- (3) 次に掲げる業務の実施に関すること。
  - ア セラミックスに関する技術開発等の支援  
施設等の提供により、耐火物産業及びその関連産業における技術開発等の支援を行うこと。
  - イ 施設等の提供  
利用の許可を行った研究室等の施設や試験研究機器等の設備の提供を行

うこと。また、関連企業等の幅広い利用に供するため、積極的なPRを行うこと。

ウ セラミックスに関する図書等の収集並びに提供

センターを訪れた人が図書等により耐火物関連情報を得られ、情報交換の場として利用できる情報コーナーを設けること。

エ セラミックスの製品等の展示

来所者が自由に見られるようセラミックスの製品等の展示を行うこと。

オ 利用者アンケートの実施

利用者の意向を把握し、管理業務に反映させるため、利用者アンケート調査を実施すること。

カ 自主事業の実施

指定管理者の自主事業として、耐火物に関する受託測定・分析及び研究開発を継続的に行うこと。

(4) 個人情報等の保護に関すること。

個人情報及び研究開発情報の適切な管理のために必要な措置と、万一これが漏えい等した場合の対策を講ずるとともに、職員に対し研修等により個人情報及び研究開発情報の保護について周知・徹底を図ること。

(5) 管理運営のための体制の整備に関すること。

ア 職員の雇用等に関すること。

① 管理責任者を常勤職員として1名配置するほか、施設等の提供に関する業務及びその他業務に必要な職員を配置すること。職員の配置に当たっては、労働法令を遵守するとともに、労働条件など適正な労働環境の確保に配慮すること。

② 職員に対して、施設の管理運営に必要な研修を実施すること。

イ 施設等の提供に関する業務、経理事務、受付業務、防災業務、保安業務、帳簿類作成業務その他管理運営に必要な業務を実施すること。

(6) 災害等の非常対応に関すること。

地震、台風その他の災害や有事が発生し、センターを地域住民の避難場所、救援物資の保管場所等に使用する必要があると県が判断したときは、指定管理者はこれに協力すること。

(7) 指定管理業務の満了等に伴う引継業務に関すること。

指定管理期間の満了等に伴い、県が次期指定管理者選定のための説明会等を行う場合には、これに協力すること。また、次期指定管理者へ業務を引き継ぐ際は、円滑な引継ぎに協力すること。

(8) 管理運営に関し必要な許認可・届出業務に関すること。

指定管理者が、管理運営に関し諸手続を必要とする場合は、遅滞なく必要な手続を行うこと（例：消防法に基づく防火管理者の届出等）。

(9) 備品の管理等に関すること。

指定管理者に貸し付ける備品等については、その使用及び保管には十分注意し、備品台帳を備え管理し、廃棄等の事項については遅滞なく県に報告すること。

指定管理者が自ら所有する備品等を持ち込み、又は指定管理料以外の収入により備品等を購入したときは、当該備品等は指定管理者の所有とし、持込備品

等管理簿に登載すること。

(10)賠償責任保険の加入に関すること。

ア 身体上の損害については、被害者1名につき1億円以上、かつ1事故につき5億円以上とすること。

イ 財物上の損害については、1事故につき1千万円以上とすること。

ウ ア及びイの保険の被保険者の範囲に県が含まれること。

(11)岡山県エコ・オフィス・プランに沿った環境負荷低減の取組を講じること。

岡山県環境マネジメントマニュアルに即して、温室効果ガス排出量の把握を行うとともに、各施設の業務の適応状況等に応じ、削減に取り組むこと。

また、県からの依頼に基づき、エネルギー使用量等を報告すること。

### 3 開所時間

午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて開所時間を臨時に変更することができる。この場合、あらかじめその旨をセンターの掲示板に公示すること。

### 4 休所日

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律に規定する休日

(3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

なお、必要があると認めるときは、知事の承認を受けて、休所日に開所し、又は臨時に休所日を設けることができる。この場合、あらかじめその旨をセンターの掲示板に公示すること。

### 5 事業報告

指定管理者は、年間事業報告書を年度終了後30日以内に、県に提出すること。

### 6 センターの管理に係る規程、要綱の作成

センターの管理に係る規程、要綱等を作成する場合は、県と協議すること。

### 7 協議

指定管理者は、この業務仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務を行う上で疑義が生じた場合は、県と協議すること。

(別表)

### 管理項目一覧表

項 目	内 容	備 考
① 建物保守管理	建物の所要の性能及び機能を維持し、各種業務が安全かつ快適に行われるよう、点検、保守、補修・修繕（大規模修繕は除く。）を適切に実施すること。	
② 設備保守管理	各種設備及び備品の所要の性能及び機能を維持し、各業務が安全かつ快適に行われるよう、運転・監視、点検、保守、補修・修繕（大規模修繕は除く。）、交換、調整等を関係法令を遵守し適切に実施すること。	
自動給水装置保守点検	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 本体、モーター点検</li><li>・ スイッチ、制御盤点検</li><li>・ 運転状態点検</li></ul>	
受電電気設備点検 (法定点検：月1回)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 自家用電気工作物点検 (600KVA)</li><li>・ 非常用予備発電装置点検 (100KVA)</li></ul>	
各種設備管理業務	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 運転監視及び日常巡視点検</li><li>・ 貯水槽清掃 (7.72m<sup>3</sup>)</li><li>・ 空調関係フィルター清掃</li></ul>	
セキュリティ設備保守点検	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 警備管理システム</li></ul>	
消火設備点検 (法定点検：年2回)	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 消火器点検</li><li>・ 自動火災報知設備、警報設備点検</li><li>・ 誘導灯、避難器具点検</li></ul>	
試験研究機器保守点検	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 試験研究機器の保守点検</li></ul>	
第一種特定製品点検	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 簡易点検</li><li>・ 点検・整備の記録作成・保存</li></ul>	

項 目	内 容	備 考
③ 清掃	<p>施設及び敷地を美しく衛生的に保ち、各種業務が快適な環境の元で円滑に行われるようにするため、日常清掃、定期清掃等を適切に組み合わせて、次のとおり清掃業務を実施すること。</p> <p>なお、清掃業務、洗剤等の資機材やトイレトーパー等衛生消耗品の補充は、指定管理者の負担で行うこと。</p>	
日常清掃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面等掃き拭き清掃</li> <li>・トイレ清掃</li> <li>・テラス、中庭、駐車場等清掃</li> </ul>	
定期清掃	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床表面洗浄、ワックス清掃</li> <li>・カーペットクリーニング</li> <li>・窓ガラス清掃</li> <li>・空調機吹き出し口清掃</li> </ul>	
④ 一般廃棄物処理	<p>一般廃棄物（ゴミ）は、備前市の指定する分別方法により分別の上、事業所ゴミとして適切に処分すること。</p>	
⑤ 産業廃棄物処理	<p>産業廃棄物は、関係法令に基づき適切に処分すること。</p>	
⑥ 警備	<p>施設の秩序を維持し、火災、盗難、破壊等のあらゆる事故の発生を警戒・防止することにより、財産の保全と人身の安全を図り、各種業務が安全かつ円滑に行われるようにするため、次のとおり施設の警備業務を実施すること。</p> <p>①開所時間内は、機械警備による火災監視を基本とする。</p> <p>②開所時間外は、機械警備による火災監視及び防犯を基本とする。</p> <p>③緊急事態に際しては、直ちに異常の内容を把握し、関係機関への通報及び県担当者への連絡を行うこと。また、通報・連絡後は、直ちに現場へ急行し、適切な応急措置を行うこと。</p>	

項 目	内 容	備 考
⑦ 植栽管理	<p>植栽を良好な状態に保つため、次のとおり植栽管理業務を実施すること。</p> <p>①かん水、施肥、薬剤散布、除草等を計画的に行い、害虫や病気から防御すること。</p> <p>②繁茂しすぎないように適宜せん定、刈り込みを行うこと。</p> <p>③風等により倒木しないように管理すること。</p>	
⑧ 駐車場管理	<p>駐車場施設の安全かつ適切な管理が行われるよう、次のとおり駐車場管理業務を実施すること。</p> <p>①施設利用者以外の目的外利用を排除する方策を講ずるなど、駐車場利用の適切な管理を行うこと。</p> <p>②車いす使用者等の利用に配慮した対応を実施すること。</p>	
⑨ その他施設等の維持管理に必要な事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事務機保守</li> </ul>	